

高崎市教育委員会定例会会議録	
開 会 年 月 日	令和6年7月25日（木） 午後2時
閉 会 年 月 日	令和6年7月25日（木） 午後2時31分
会 議 の 場 所	教育委員会室
教 育 長 小 林 良 江 委 員 塩 野 有 希 教育長職務代理者 神 宮 嘉 一 委 員 新 井 英 夫	
事 務 局（説明員）	
教育部長 青 柳 正 典 学校教育担当部長 依 田 哲 夫 教育総務課長 宮 澤 信 宏 文化財保護課長 角 田 真 也 中央図書館次長 齊 藤 寛 方 学校教育課長 松 村 久 美 教育センター所長 小 池 芳 典 公民館担当部長 川 嶋 昭 人 社会教育課長 茂 原 久美子 中央公民館長 山 口 順 子 教職員課長 岡 田 朝 夫 健康教育課長 亀 山 理 映 高崎経済大学附属高等学校事務長 新 井 史 代 書記 教育総務課 清 水 雅 仁	

7月25日	会 議 に 附 し た 事 件
承認第3号	臨時代理の承認について（職員の人事）
承認第4号	臨時代理の承認について（県費負担教職員の人事）
議案第13号	高崎市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会委員の委嘱について
議案第14号	令和7年度使用教科用図書の採択について
報告連絡事項	「高崎市文化財保存活用地域計画」の認定について

高崎市教育委員会 7 月定例会会議録

教育長（小林良江）

それでは、これより高崎市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

この際、諸般の報告を申し上げます。田野内委員から、本定例会を欠席する旨の届け出がございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第 1 会期の決定といたしまして、会期は、本日 1 日といたします。

日程第 2 会議録署名人の指名といたしまして、会議録署名人に、神宮教育長職務代理者と塩野委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 3 会議録の承認といたしまして、前回の会議録を事前に送付させていただきましたが、内容について何かございますか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

「なし」とのお声をいただきましたので、会議録はご異議なしと認め、原案のとおり承認させていただきます。

教育長（小林良江）

それでは、本日の議事に入ります。

まず、承認第 3 号及び承認第 4 号については、人事に関する事項のため、関係者による秘密会での審議となりますので、先に議案等に移らせていただきますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

ご異議ないようですので、議案第 13 号「高崎市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

（岡田 教職員課長 説明）

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑等ありませんか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することでご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

ご異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 14 号「令和 7 年度使用教科用図書の採択について」を議題とい

たします。提案理由の説明をお願いいたします。

(松村 学校教育課長 説明)

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑等ありませんか。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

西毛第一地区で選定委員会が開かれたようですが、その時の様子や、何かご意見があったか等、お聞かせください。

学校教育課長（松村久美）

特に異議や積極的なご意見というものは、いただいております。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

おそらく選定委員の方々が、いろいろな観点から、採択に向けて動いてくださったのかと理解しております。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

(「なし」との声あり。)

教育長（小林良江）

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することでご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

教育長（小林良江）

ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり決しました。

教育長（小林良江）

続きまして、報告連絡事項に移ります。「高崎市文化財保存活用地域計画」の認定について」の説明をお願いします。

(角田 文化財保護課長 説明)

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

教育長（小林良江）

では、報告連絡事項は以上となります。続きまして、事務局から他に報告等はありませんか。

(「特になし」との声あり。)

教育長（小林良江）

事務局からは無いようですが、委員の皆様から、ご意見・ご質問等ありませんか。

教育長職務代理人（神宮嘉一）

教職員の話なのですが、よく聞かれる問題として、大きく3つくらい挙げられると思うのですが、1つ目が、教員による性に関する問題です。男性教諭から女子児童生徒への、というものが多いと思います。2つ目に、金銭に関するものです。組織や同僚のお金を云々とか。それと3つ目が、体罰に関するものです。

先日、体罰ではないのですが、やんちゃな子がプールの時間に遅れてきて、連帯責任で他の子もプールデッキを走ることになり、集団で火傷をしてしまった、ということがありました。懲戒という表現でいいのでしょうか。昔で言えば、悪さをしたら、立っていると、バケツを持って廊下へ、という話です。体罰はいけないものですが、高崎市で、懲戒ということに関する認識とか考え方というのが何かありますか。

教職員課長（岡田朝夫）

懲戒の話ですが、今は、いろいろな意味で子供の人権を大事にしないといけないということで、教員の不適切な指導というのが、いろいろなところで指摘されているのですが、令和4年度に、生徒指導提要が改訂になりました。今まで不適切指導と言われていたものの、何が不適切指導なのかよくわからない、全部ひっくるめて不適切な指導という表現がありました。しかし、その改訂で初めて不適切な指導と思われる例というのが例示されました。教職員課では、主に服務等も担当している部分もありますので、そういった情報を各学校長に流すとともに、職員への周知をお願いしています。

これは懲戒に関わらずですが、毎月、全国で起こっているいろいろな事例がありますが、それらをまとめて、校長へ毎月送っております。その中で、先ほど神宮委員もおっしゃっていましたが、私が個人的に気になったことは、職員室での盗難であるとか、個人情報紛失であるとか、職員室が安全であるという認識が教員にあるのだと思います。しかし大事なものは、鍵を閉めたところに入れられないとか、安易に机の上に出してはいけない、そういったことは少し注意書きを入れて、各学校に注意喚起をしているところです。

教育長職務代理人（神宮嘉一）

全部が全部、具体化とか詳細にする、というのは難しいとは思いますが、そういう曖昧なものを、「これはいけないよ」と、具体化するということは良いですね。引き続きお願いします。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

委員（塩野有希）

子供達は夏休みが始まりまして、例年のように、ものすごい猛暑の中、水泳の練習だったとか、学校側がサマースクールということで、学力向上のためだと思うのですが、算数のクラスを開いてくださったりとか、夏休みに入っても、数日は学校へ通うような日々が、一部の子は続いているのかなと思います。本当に暑くて大変なので、うちの子

には日傘を持たせて通わせています。先生もお忙しい中、今、教育相談という、親と先生の面談の時間を設けていただいて、すごく有難いと思います。

夏休みに入る前から、SNS等、スマホを持っていることによって巻き込まれる事件のニュースもよく耳にしましたし、また、高校生ではありますけれども、死亡事故に繋がるような、大きな事件もありました。そのような影響もあつてだとは思いますが、夏休み前から、学校のアプリやメール配信等で、「夏休みには、こういうことに注意してください」というのが、例年よりも、かなり多く、学校からお知らせをいただいていると感じています。学校側もそれだけ、夏休みのような長期休暇に危機感を持っているのであろうと思っています。親のところにたくさん通知が来て、子供のほうにも、タブレットを持ち帰っていれば、何らかの通知を送ってくださっている学校もあるかと思っています。やはり、長期の休みで定期的に、例えば2週間に1回とか、学校からお知らせが来ると、親子でそういう問題について、改めて、危ない所に行かないようにしようとか、スマホの使い方に気を付けようね、とか、会話ができるので、子供に対しても送っていただきたいです。また、これは先生の仕事が増えてしまうのですが、できれば長期の休みに、せっかく1人1台タブレット端末を持っているので、タブレットでほんの5分でもいいので、子供と先生が顔を合わせる、そういう機会が持てないかと思っています。そうしていただけると、長期の休みで子供も自由になりがちなのですが、真ん中辺りで少し気を引き締めるために、先生とお話ができたらと思います。少し悩んでいたたり、困っていたりすることがあれば、話ができると思うのです。そういった機会を与えてくだされば有難いです。

教育長（小林良江）

長期休暇での子供の過ごし方についての指導、並びに、休暇中にも先生と子供の間で、何らかのコミュニケーションが取れないかというお話ですが、いかがでしょうか。

学校教育課長（松村久美）

学校によっては、作品の提出日などの登校日を設けているところもありますが、暑さのためにいろいろ以前よりも減少していると認識しております。塩野委員のおっしゃったように、定期的なとか中間でとか、タブレット端末を持ち帰って、というのは検討できると思います。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

委員（新井英夫）

明日からパリでオリンピックとパラリンピックが開催されます。非常に楽しみにされている方々も多くいると思います。改めてオリンピック等の意義を考えたいと思います。2021年の東京オリンピックの時、東京都は、2016年頃から「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針というのを作って、公立学校や園に推進してきたのですが、その目標というのが、主催国という立場もあつてだと思いますが、ボランティアマインドとか障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、それから豊かな国際感覚、というのを掲げて推進していたようです。とても素晴らしい目標だったと思うのですが、個人的には、追加するならば、オリンピックは、家族や友人、周囲の人々、

身近な人々と一緒に観戦して、その感激を共有して、お互いに語り合うということが非常に大きな意味があると感じております。オリンピックの目的というのは、有名なクーベルタン男爵が言ったように、「国際交流を通じた平和の実現」ということですが、今までの歴史を見ますと、戦争での中止や、ロシアの侵攻でボイコットとか、あるいは、現在もロシアのウクライナ侵攻や、イスラエルとハマスの戦闘で、非常に選手は翻弄されています。イスラエルの選手は参加をすることが可能なのですが、ロシアの選手は条件付きで個人参加というのは可能になっています。オリンピックの意義は、先ほど申し上げたように、周囲の人々と世界的に最高のものを観戦して、感動を共有して、お互いに意見を出し合って、感想を語り合う、コミュニケーションを取ることが非常に意義のあることだと思います。それと同時に、その対戦国にも目を向けて、相手の国はどんな国なのか、どんな生活をしているのか、そういうことに興味を持つ、そういうことが小さな国際理解に繋がるのではないかと思います。

高崎市は、ウクライナの新体操の選手をずっと支援し続けてまいりました。ウクライナの選手に、私も心からエールを送ります。現在夏休みですが、高崎市はオリンピックに関して、教育的な企画などはあるのでしょうか。

学校教育課長（松村久美）

夏休み中ですので、特別な企画というものはありませんが、学校によっては個別にやっているところもあるかもしれません。

教育長職務代理人（神宮嘉一）

先日、高校生対象の集まりがあったのですが、市長が、「本市においては、ウクライナの新体操の選手をキャンプ地として積極的に受け入れていて、オリンピックだけではなく継続してこの先も支援していきたい」とおっしゃっていました。参加していたのは、高校生、我々のような保護者世代でした。開催地のパリは遠いところですが、身近なところでオリンピックに関わる人たちがいる。参加する人達も、「なるほど、そうだな」と聞いておりました。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

それでは、承認第3号及び承認第4号に戻ります。

本件については、人事に関する事項ですので、秘密会により審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

それでは、ご異議ないようですので、承認第3号及び承認第4号の審議については、秘密会といたします。

これより承認第3号及び承認第4号を秘密会により、審議いたしますので、関係者以外は退席をお願いします。

(秘密会)

教育長（小林良江）

以上で、予定していた議事の審査は終了いたしました。これをもちまして、教育委員会 7 月定例会を閉会いたします。